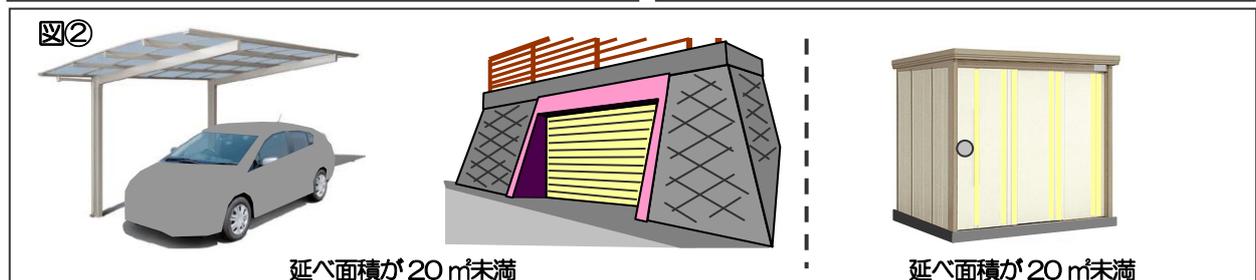
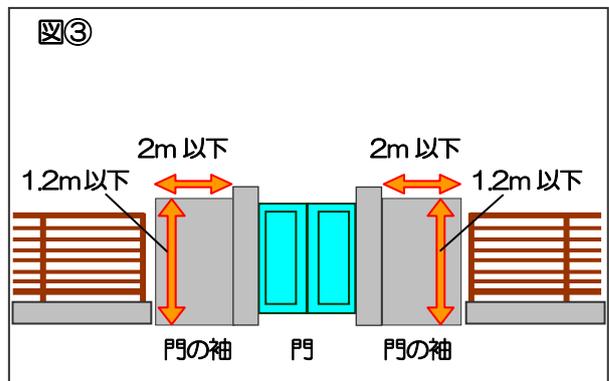
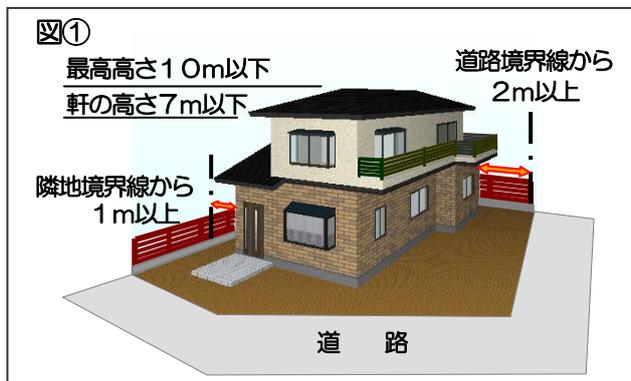


(3) 加茂地区計画 「*」は地区整備計画の記載事項ではない

地区計画名		加茂地区計画		
区 分		A地区 住宅専用地区	B地区 住宅専用地区	C地区 利便用地区
用途地域		第1種低層住居専用地域*		
防火地域・準防火地域		—		
容積率／建蔽率		80*／50*(角地緩和あり)		
最低敷地面積		165㎡	165㎡*	165㎡
	適用除外	上記の数値より小さい敷地でも、地区計画の決定以前から建物の敷地として使われているもので、そのまま建物の敷地として使う場合。ただし、登録が必要。		
高さの最高限度		10m、7m(軒高)…下図①		
壁面の位置の制限	道路境界から	外壁面(又は柱面)まで2m以上 (※)…下図①	—	外壁面(又は柱面)まで 2m以上(※)…下図①
	隣地境界から	外壁面(又は柱面)まで1m以上 (※)…下図①	—	外壁面(又は柱面)まで 1m以上(※)…下図①
	適用除外	別棟の車庫及び物置で延べ面積 が20㎡未満のもの…下図②	—	別棟の車庫及び物置で 延べ面積が20㎡未満の もの…下図②
用途の制限 (建築することができる建築物)		(1) 住宅 (2) 共同住宅 (3) 診療所 (4) 巡査派出所、公衆電話所そ その他これらに類する建築基 準法施行令(以下「令」とい う。)第130条の4に規定す る公益上必要な建築物 (5) (1)～(4)の建築物に付属す るもの(令第130条の5に規定 する建築物を除く。)	(1) 住宅 (2) 診療所 (3) 巡査派出所、公衆電話所 その他これらに類する令第 130条の4に規定する公 益上必要な建築物 (4) (1)～(3)の建築物に付属す るもの(令第130条の5に 規定する建築物を除く。)	建築基準法別表第2(い) の項に掲げる建築物
設けることのできない工作物		地区内にある施設以外のための広告塔、広告板及び案内板		
設けることのできな いかき・柵の構造		道路に面した組積造・補強コンクリートブロック造・ コンクリート造・その他これらに類する構造		
	適用除外	門の袖(高さ1.2m以下、長さ2m以下)や門…下図③		

※建築基準法で床面積に算入される出窓は、外壁面として扱う。

ベランダを設ける場合で、立ち上がりの材質によっては、ベランダの先端を外壁面として扱う場合あり。



加茂地区計画区域図

S=Free

